

(議案第5号)

「港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例」について

資料一覧

資料番号	資料名	ページ
資料①	新旧対照表	1～30
資料②	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律に係る港区街づくり推進事務手数料条例 改正概要	31～34
資料③	港区街づくり推進事務手数料条例の申請手数料額について	35～42
資料④	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律 (官報抜粋)	43～45
資料⑤	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (官報抜粋)	46～47
資料⑥	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 新旧対照表 (抜粋)	48～51
資料⑦	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令 新旧対照表 (抜粋)	52～53

港区街づくり推進事務手数料条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>別表(第二条関係)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料 (別紙のとおり)</p> <p>三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料 (別紙のとおり)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和三年四月一日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>別表(第二条関係)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料 (別紙のとおり)</p> <p>三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料 (別紙のとおり)</p>

														(2) 請築 の物一の 場申の建 合申建
ハ 分の住宅非				ロ 分の下用廊共				イ 部の戸住						
もの 二千平方メートル以内の が千平方メートルを超え 当該部分の床面積の合計 もの	三十八万四千円	三十万円	(略)	(略)	(略)	もの 二千平方メートル以内の が千平方メートルを超え 当該部分の床面積の合計 もの	十八万円	十三万八千円	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
														(略)

(一) (略)													
(二) (略)													
(三) (略)													
(四) (略)													
(五) (略)													
(六) (略)													
(七) (略)													
(八) (略)													
(九) (略)													
(十) (略)													
(十一) (略)													
(十二) (略)													
(十三) (略)													
(十四) (略)													
(十五) (略)													
(十六) (略)													
(十七) (略)													
(十八) (略)													
(十九) (略)													
(二十) (略)													
(二十一) (略)													
(二十二) (略)													
(二十三) (略)													
(二十四) (略)													
(二十五) (略)													
(二十六) (略)													
(二十七) (略)													
(二十八) (略)													
(二十九) (略)													
(三十) (略)													
(三十一) (略)													
(三十二) (略)													
(三十三) (略)													
(三十四) (略)													
(三十五) (略)													
(三十六) (略)													
(三十七) (略)													
(三十八) (略)													
(三十九) (略)													
(四十) (略)													
(四十一) (略)													
(四十二) (略)													
(四十三) (略)													
(四十四) (略)													
(四十五) (略)													
(四十六) (略)													
(四十七) (略)													
(四十八) (略)													
(四十九) (略)													
(五十) (略)													
(五十一) (略)													
(五十二) (略)													
(五十三) (略)													
(五十四) (略)													
(五十五) (略)													
(五十六) (略)													
(五十七) (略)													
(五十八) (略)													
(五十九) (略)													
(六十) (略)													
(六十一) (略)													
(六十二) (略)													
(六十三) (略)													
(六十四) (略)													
(六十五) (略)													
(六十六) (略)													
(六十七) (略)													
(六十八) (略)													
(六十九) (略)													
(七十) (略)													
(七十一) (略)													
(七十二) (略)													
(七十三) (略)													
(七十四) (略)													
(七十五) (略)													
(七十六) (略)													
(七十七) (略)													
(七十八) (略)													
(七十九) (略)													
(八十) (略)													
(八十一) (略)													
(八十二) (略)													
(八十三) (略)													
(八十四) (略)													
(八十五) (略)													
(八十六) (略)													
(八十七) (略)													
(八十八) (略)													
(八十九) (略)													
(九十) (略)													
(九十一) (略)													
(九十二) (略)													
(九十三) (略)													
(九十四) (略)													
(九十五) (略)													
(九十六) (略)													
(九十七) (略)													
(九十八) (略)													
(九十九) (略)													
(一百) (略)													

備考
(略)

3 物以外の建築														
建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの (略) (略)			ハ 分の住宅非						ロ 分の下用廊共					
			当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの (略) (略)			当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの (略) (略)			当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの (略) (略)			当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの (略) (略)		
十九万八千円			十五万四千円			十九万八千円			九万六千円			七万二千円		

		二 (略)																			
		一 (略)																			
		1 一戸建て住宅																			
		2 共同住宅																			
		3 1及び2 以外の建築物																			
		(1) 住戸ごとの申請の場合																			
		(2) 一の建築物の申請の場合																			
		(略)		ハ 非住宅の部分						ロ 共用廊下の部分						イ 住戸の部分					
		(略)		建築物の延べ面積が三百平方メートルを超えるもの						当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの						当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの					
		(略)		(略)						(略)						(略)					
		(略)		三十八万四千円						三十八万四千円						十八万円					
		変更認定の申請とき。																			

別表三の部 改正案

三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料

一 事務 (略)		名称及び額 (略)		徴収時期
(一) 非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項において同じ。)の用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この部において同じ。)のみのもの	(二) (一)以外の非住宅部分	(1) モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号以下この部において「省令」という。))第一条第一項第一号イに規定する一次エネルギー消費量(以下この部において「一次エネルギー消費量」という。))の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。二の項及び七の項において同じ。による場合		計画書の提出又は通知のとき
		(2) 標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。二の項及び七の項において同じ。)による場合		
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	一万六千七百円	
		当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万七千円	
		当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	(略)	
		当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	(略)	
		当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十四万五千七百円	
		当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十一万七千七百円	
		当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	(略)	
		当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	(略)	
		当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十八万四千四百円	
		当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十六万七千七百円	

四 エネルギー	三 (略)		建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の	(略)		(一) 以外の 非住宅部分	(一) 非住宅部分の用途が工場等のみのもの	認定申請 のとき。	(略)	変更に係 る計画書 の提出の とき又は 変更に係 る計画通 知のとき。
(2) 標準入力法等による場合	(1) モデル建物法による場合	当該部分の床面積の 合計が三百平方メ ートル以上千平方メ ートル未満のもの 当該部分の床面積の 合計が千平方メー ートル以上二千平方メ ートル未満のもの			当該部分の床面積の 合計が三百平方メ ートル以上千平方メ ートル未満のもの 当該部分の床面積の 合計が千平方メー ートル以上二千平方メ ートル未満のもの	円 二十五万七千百 円 十九万九千二百 (略) (略)	七万七千六百円 (略) (略)		一万九千 一万千八百円 (略) (略)	

										に適合して いることを 示す書類と して区長が 定めるもの が提出され た場合									
										1 一戸建て住宅					2 の建築物 1以外				
(2) 場の請の築の 合の申物建一					(1) 合の申と戸 場の請のご住					場の請の築 合の申物									
口 住宅非 部分					イ 住宅部分					口 非住宅部分									
合法による場 モデル建物																			
(略)					(略)					(略)					(略)				
当該部分の床面 積の合計が三百 平方メートル以 上千平方メー ル未満のもの					(略)					(略)					当該部分の床面 積の合計が三百 平方メートル以 上千平方メー ル未満のもの				
七万七千六百円					(略)					(略)					一万九千円				
(略)					(略)					(略)					(略)				

六 (略)										七 (略)									
エネルギー性能の向上に関する法律第四十一条第一項の規定に基づく建築物のエネルギー性能適合基準に適合する										エネルギー性能の向上に関する法律第四十一条第一項の規定に基づく建築物のエネルギー性能適合基準に適合する									
申請に併せて建築物のエネルギー性能基準に適合することを示す書類が定められるも										申請に併せて建築物のエネルギー性能基準に適合することを示す書類が定められるも									
1 一戸建て住宅										2 1以外の建築物									
(1) 住宅部分										(2) 非住宅部分									
(略)										(略)									
標準入力法										等による場									
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上		(略)		(略)		(略)		(略)		当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上		(略)		(略)		(略)		(略)	
一萬六千七百円		(略)		(略)		(略)		(略)		二十五万七千円		(略)		(略)		(略)		(略)	
認定申請のとき。										(略)									

手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更_{に該当していること}の証明手数料_{にあつては五の項(2)ロ}に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)
- 九 (略)
- 十 (略)
- 十一 (略)
- 十二 (略)
- 十三 (略)
- 十四 (略)
- 十五 (略)
- 十六 (略)

<p>四 建築物のエネルギー消費性能に関する法律第三十條第一項の規定に基づき建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定に審査する</p>	<p>三 (略)</p>
<p>(一) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第三十條第一項各号に掲げる基準に適合することを示す書類として定めるものが定めらるるもの</p>	<p>(二) (一)以外の非住宅部分</p>
<p>2 1以外の建築物</p>	<p>(1) モデル建物法による場合</p>
<p>(2) 申請の場 場請の合 の申の場 と申の請 戸と申の ご住</p>	<p>(2) 標準入力法等による場合</p>
<p>イ 住宅部分(建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第十一條第一項に規定する住宅部分)をいう。</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>円 二十五万七千</p>
<p>認定申請のとき。</p>	<p>る計画通知のとき。</p>

十四 | 十三 | 十二 | 十一 | 十 | 九 | 八 | 七 | 六 | 五 | 四 | 三 | 二 | 一 |
(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する
法律の一部を改正する法律に係る
港区街づくり推進事務手数料条例 改正概要

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の改正概要

【これまでの経過】（日付は施行日）

平成27年7月8日：建築物省エネ法制定

平成28年4月1日：省エネ基準に適合している旨の表示制度（表示認定）

誘導基準に適合している場合の容積率特例（性能向上計画認定）

平成29年4月1日：大規模非住宅(2,000㎡以上)の省エネ基準への適合義務（適合性判定）

令和元年11月16日：性能向上計画認定に係る容積率特例の拡充

住宅、共同住宅における省エネ性能評価方法の追加

令和元年5月17日の建築物省エネ法の改正により、非住宅の省エネ基準への適合義務の対象が拡大されます。（令和3年4月1日施行）

【現在】

延べ面積2,000㎡以上の大規模建築物



【施行後】

延べ面積300㎡以上の中規模建築物

これに伴い、港区街づくり推進事務手数料条例を改正します。

- (1) 非住宅部分の面積区分の見直し
- (2) 新計算方式の追加
- (3) 条ずれの修正

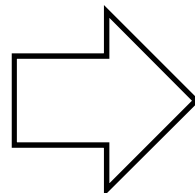
○ 手数料条例施行日：令和3年4月1日

(1) 非住宅部分の面積区分の見直し

非住宅における適合性判定、性能向上計画認定、表示認定等の面積区分を以下のとおり変更し、手数料額を設定します。

現行の手数料額の区分

~300㎡ ※1
300~2,000㎡ ※1※2
2,000~5,000㎡
5,000~10,000㎡



改正後の手数料額の区分

~300㎡
300~1,000㎡
1,000~2,000㎡
2,000~5,000㎡
5,000~10,000㎡

- ※1 性能向上計画等の認定は、2,000㎡以下も申請が可能。
- ※2 300㎡~2,000㎡の増築を行う場合は適合性判定の対象。

(2) 新計算方式の追加

非住宅における適合性判定、性能向上計画認定、表示認定における新たな計算方式について、手数料額を設定します。

現行の計算方式		追加の計算方式
モデル建物法	標準入力法等	BEST省エネツール※
簡略化したモデルを使用 (一部形状、仕様を入力 省略可能)	形状、設備仕様を詳細に 設定	シミュレーションツール を活用 (形状、設備仕様を詳細 に設定)

※BEST省エネツールとは「建築物総合エネルギーシミュレーションツール」をいい、BEST省エネツールによる手数料額は標準入力法等と同額とする。

港区街づくり推進事務手数料条例の申請手数料額について

申請手数料は、人件費及び物件費により構成されています。

$$\boxed{\text{申請手数料※}} = \boxed{\text{人件費}} + \boxed{\text{物件費}}$$

※手数料は、100円未満を切り捨てて算出しています。

人件費について

各申請に対し、その内容に応じて受付、書類審査、事務処理等に要する標準的な時間を設定し、それに時間単価を掛け人件費としています。

« 令和元年度決算による人件費時間単価の算出方法 »

令和元年度決算額を基にした一般職員1人当たり人件費 = 7,511千円

人件費単価 = 7,511千円 ÷ 240日 ÷ (60分×7.75時間)
= 67.30円/分

物件費について

物件費は、消耗品のほか、通信費、印刷製本費により構成されています。

- 通信費： 申請者又は代理者との連絡時の電話代などです。
- 印刷製本費： 申請書の様式その他関係書類の印刷代です。

手数料の算出について

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務

○ 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（別表二の一部の項）

● 低炭素基準について適合証を提出された場合で、

- ・ 共同住宅等で共用廊下等の部分の床面積の合計が 300 m²を超え 1,000 m²以内のもの
- ・ 共同住宅等で非住宅の部分の床面積の合計が 300 m²を超え 1,000 m²以内のもの
- ・ 住宅以外の建築物で延べ面積が 300 m²を超え 1,000 m²以内のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$215 \text{分} \times 67.30 \text{円/分} = 14,469 \text{円}$$

$$\text{② 物件費} = 1,550 \text{円}$$

$$\text{③ 合計 (①+②)} = 16,019 \text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{16,000 \text{円}}$$

● 低炭素基準について審査する場合で、

- ・ 共同住宅等で共用廊下等の部分の床面積の合計が 300 m²を超え 1,000 m²以内のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,028 \text{分} \times 67.30 \text{円/分} = 136,484 \text{円}$$

$$\text{② 物件費} = 1,550 \text{円}$$

$$\text{③ 合計 (①+②)} = 138,034 \text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{138,000 \text{円}}$$

- ・ 共同住宅等で非住宅の部分の床面積の合計が 300 m²を超え 1,000 m²以内のもの
- ・ 住宅以外の建築物で延べ面積が 300 m²を超え 1,000 m²以内のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$4,435 \text{分} \times 67.30 \text{円/分} = 298,475 \text{円}$$

$$\text{② 物件費} = 1,550 \text{円}$$

$$\text{③ 合計 (①+②)} = 300,025 \text{円}$$

$$\Rightarrow \text{手数料 } \boxed{300,000 \text{円}}$$

○ 低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（別表二の部二の項）

● 低炭素基準について適合証を提出された場合で、

- ・ 共同住宅等で共用廊下等の部分の床面積の合計が 300 m²を超え 1,000 m²以内のもの
- ・ 共同住宅等で非住宅の部分の床面積の合計が 300 m²を超え 1,000 m²以内のもの
- ・ 住宅以外の建築物で延べ面積が 300 m²を超え 1,000 m²以内のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$141 \text{ 分} \times 67.30 \text{ 円/分} = 9,489 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,550 円

③ 合計（①+②） = 11,039 円

⇒ 手数料 11,000 円

● 低炭素基準について審査する場合で、

- ・ 共同住宅等で共用廊下等の部分の床面積の合計が 300 m²を超え 1,000 m²以内のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,047 \text{ 分} \times 67.30 \text{ 円/分} = 70,463 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,550 円

③ 合計（①+②） = 72,013 円

⇒ 手数料 72,000 円

- ・ 共同住宅等で非住宅の部分の床面積の合計が 300 m²を超え 1,000 m²以内のもの
- ・ 住宅以外の建築物で延べ面積が 300 m²を超え 1,000 m²以内のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,266 \text{ 分} \times 67.30 \text{ 円/分} = 152,501 \text{ 円}$$

② 物件費 = 1,550 円

③ 合計（①+②） = 154,051 円

⇒ 手数料 154,000 円

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務

○ 建築物エネルギー消費性能適合性判定（別表三の一部の項）

● 工場等のみのもので床面積の合計が 300 m²以上 1,000 m²未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$226 \text{分} \times 67.30 \text{円/分} = 15,209 \text{円}$$

② 物件費 = 1,550円

③ 合計（①+②） = 16,759円

⇒ 手数料 16,700円

● 省エネ基準についてモデル建物法による場合で、工場等以外の非住宅部分で床面積の合計が 300 m²以上 1,000 m²未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,622 \text{分} \times 67.30 \text{円/分} = 109,160 \text{円}$$

② 物件費 = 1,550円

③ 合計（①+②） = 110,710円

⇒ 手数料 110,700円

● 省エネ基準について標準入力法等による場合で、工場等以外の非住宅部分で床面積の合計が 300 m²以上 1,000 m²未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$4,203 \text{分} \times 67.30 \text{円/分} = 282,861 \text{円}$$

② 物件費 = 1,550円

③ 合計（①+②） = 284,411円

⇒ 手数料 284,400円

○ 計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（別表三の部二の項）

● 工場等のみのもので床面積の合計が 300 m²以上 1,000 m²未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$153 \text{分} \times 67.30 \text{円/分} = 10,296 \text{円}$$

② 物件費 = 1,550円

③ 合計（①+②） = 11,846円

⇒ 手数料 11,800円

● 省エネ基準についてモデル建物法による場合で、工場等以外の非住宅部分で床面積の合計が 300 m²以上 1,000 m²未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,131 \text{分} \times 67.30 \text{円/分} = 76,116 \text{円}$$

② 物件費 = 1,550円

③ 合計（①+②） = 77,666円

⇒ 手数料 77,600円

● 省エネ基準について標準入力法等による場合で、工場等以外の非住宅部分で床面積の合計が 300 m²以上 1,000 m²未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$2,937 \text{分} \times 67.30 \text{円/分} = 197,660 \text{円}$$

② 物件費 = 1,550円

③ 合計（①+②） = 199,210円

⇒ 手数料 199,200円

○ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（別表三の部四の項）

- 省エネ基準について適合証を提出された場合で、非住宅部分で床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$226分 \times 67.30円/分 = 15,209円$$

② 物件費 = 1,550円

③ 合計（①+②） = 16,759円

⇒ 手数料 16,700円

- 省エネ基準についてモデル建物法による場合で、非住宅部分で床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$1,622分 \times 67.30円/分 = 109,160円$$

② 物件費 = 1,550円

③ 合計（①+②） = 110,710円

⇒ 手数料 110,700円

- 省エネ基準について標準入力法等による場合で、非住宅部分で床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの

① 人件費（受付、書類審査、事務処理等）

$$4,203分 \times 67.30円/分 = 282,861円$$

② 物件費 = 1,550円

③ 合計（①+②） = 284,411円

⇒ 手数料 284,400円

○ 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

(別表三の部五の項)

- 省エネ基準について適合証を提出された場合で、非住宅部分で床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの

- ① 人件費 (受付、書類審査、事務処理等)

$$153分 \times 67.30円/分 = 10,296円$$

② 物件費 = 1,550円

③ 合計 (①+②) = 11,846円

⇒ 手数料 11,800円

- 省エネ基準についてモデル建物法による場合で、非住宅部分で床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの

- ① 人件費 (受付、書類審査、事務処理等)

$$1,131分 \times 67.30円/分 = 76,116円$$

② 物件費 = 1,550円

③ 合計 (①+②) = 77,666円

⇒ 手数料 77,600円

- 省エネ基準について標準入力法等による場合で、非住宅部分で床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの

- ① 人件費 (受付、書類審査、事務処理等)

$$2,937分 \times 67.30円/分 = 197,660円$$

② 物件費 = 1,550円

③ 合計 (①+②) = 199,210円

⇒ 手数料 199,200円

○ 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査
(別表三の部七の項)

● 省エネ基準について適合証を提出された場合で、非住宅部分で床面積の合計が
300 m²以上 1,000 m²未満のもの

① 人件費 (受付、書類審査、事務処理等)

$$226 \text{分} \times 67.30 \text{円/分} = 15,209 \text{円}$$

② 物件費 = 1,550円

③ 合計 (①+②) = 16,759円

⇒ 手数料 16,700円

● 省エネ基準についてモデル建物法による場合で、非住宅部分で床面積の合計が
300 m²以上 1,000 m²未満のもの

① 人件費 (受付、書類審査、事務処理等)

$$1,622 \text{分} \times 67.30 \text{円/分} = 109,160 \text{円}$$

② 物件費 = 1,550円

③ 合計 (①+②) = 110,710円

⇒ 手数料 110,700円

● 省エネ基準について標準入力法等による場合で、非住宅部分で床面積の合計が
300 m²以上 1,000 m²未満のもの

① 人件費 (受付、書類審査、事務処理等)

$$4,203 \text{分} \times 67.30 \text{円/分} = 282,861 \text{円}$$

② 物件費 = 1,550円

③ 合計 (①+②) = 284,411円

⇒ 手数料 284,400円

（意匠法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第三条の規定（前条第三号及び第四号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の意匠法第二
条第一項、第三条第二項、第五条第二号及び第三号、第六条第一項第三号、第三項、第四項及び第
七項、第八条、第八条の二、第十条、第十七条第一号、第二十一条、第四十二条第一項第二号、第
四十八条第一項第一号、第六十条の六第三項、第六十条の八並びに第六十条の二十一第二項の規定
は、この法律の施行の日（以下この項及び次条において「施行日」という。）以後にする意匠登録出
願について適用し、施行日前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

2 第三条の規定（前条第四号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の
意匠法（以下この条において「新意匠法」という。）第十五条第一項及び第六十条の十第二項におい
て準用する特許法第四十三條第六項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において
「第四号施行日」という。）前に第三条の規定による改正前の意匠法（次項及び第五項において「旧
意匠法」という。）第十五条第一項及び第六十条の十第二項において読み替えて準用する特許法第四
十三條第二項に規定する期間を経過している意匠登録出願については、適用しない。

3 新意匠法第十五条第一項及び第六十条の十第二項において準用する特許法第四十三條第八項及び
第九項の規定は、第四号施行日以後に新意匠法第十五条第一項及び第六十条の十第二項において準
用する特許法第四十三條第七項に規定する期間を経過する意匠登録出願について適用し、第四号施
行日前に旧意匠法第十五条第一項及び第六十条の十第二項において読み替えて準用する特許法第四
十三條第二項に規定する期間を経過している意匠登録出願については、なお従前の例による。

4 新意匠法第十五条第一項において準用する特許法第四十三條の二（同項において準用する同法第
四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は、第四号施行日前にした意匠登録出願
に伴う優先権の主張については、適用しない。

5 新意匠法第六十八條第一項において準用する特許法第五條第三項の規定は、第四号施行日前に旧
意匠法の規定により特許庁長官、審判長又は審査官が指定した手続をすべき期間を経過している手
続については、適用しない。

（商標法の一部改正に伴う経過措置）
第三条 第四條の規定（附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の商標
法第六十八條の二十八第一項の規定は、施行日以後にする標章の国際登録に関するマドリッド協定
の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書第三條の三に規定する領域指定で
あって日本国を指定するもの（以下この条において「日本国を指定する領域指定」という。）につい
て適用し、施行日前にした日本国を指定する領域指定については、なお従前の例による。
（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
（執行官法の一部改正）
第五条 執行官法（昭和四十一年法律第百一十一号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項第一号の二の次に次の一号を加える。
一の三 特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百五條の二の二第三項の規定による援助
第八條第二項第一号中「又は前項第一号の二」を、「前項第一号の二」に改め、「調査」の下に「又
は同項第一号の三の援助」を加え、「又は同号」を、「同項第一号の二」に改める。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。
御名 御璽
令和元年五月十七日
内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律
第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部を
次のように改正する。

目次中「講ずべき措置」を「講ずべき措置等」に、「第四節 住宅事業建築主の新築する一戸建て
の住宅に係る措置（第二十七條・第二十八條）」を「第四節 特定建築主の新築する分譲型一戸建て
規格住宅に係る措置（第二十六條の二・第二十八條）」を「第五節 特定建設工事業者の新たに建設する請
負型規格住宅に係る措置（第二十八條の二・第二十八條の四）」に改める。

第二章第二号中「第六條第一項及び第二十九條第一項」を「第六條第二項及び第二十九條第三項」
に改める。
第六條第二項を削り、同条第一項中「建築等（建築物の新築、増築若しくは改築（以下「建築」
という。）を「修繕等（に、模様替又は「模様替」に「設置若しくは」を「設置又は」に改
め、二をいう。）の下に」。第二十九條第一項において同じ」を加え、同条を同条第二項とし、同条に
第一項として次の一項を加える。

建築主（次章第一節若しくは第二節又は附則第三條の規定が適用される者を除く。）は、その建
築（建築物の新築、増築又は改築をいう。以下同じ。）をしようとする建築物について、建築物エ
ネルギー消費性能基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
第七章中「住宅事業建築主その他の」を削る。
第三章の章名中「措置」を「措置等」に改める。
第十九條に次の一項を加える。

4 建築主は、第一項の規定による届出に併せて、建築物エネルギー消費性能基準への適合性に関
する審査であつて第十二條第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に準ずるものとして国
土交通省令で定めるものの結果を記載した書面を提出することができる。この場合において、第
一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「二十一日前」とあるのは「三日以上二十一
日未満の範囲内で国土交通省令で定める日数前」と、第二項中「二十一日以内」とあるのは「前
項の国土交通省令で定める日数以内」とする。

第三章第四節の節名を次のように改める。
第四節 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置
第三章第四節中第二十七條の前に次の一條を加える。
（特定建築主の努力）
第二十六條の二 特定建築主（自らが定めた一戸建ての住宅の構造及び設備に関する規格に基づき
一戸建ての住宅を新築し、これを分譲することを業として行う建築主であつて、その新築する当
該規格に基づく一戸建ての住宅（以下「分譲型一戸建て規格住宅」という。）の戸数が政令で定め
る数以上であるものをいう。以下同じ。）は、第六條に定めるもののほか、その新築する分譲型一
戸建て規格住宅を次条第一項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

第二十七條の見出し中「一戸建ての住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅」に改め、同条中「住宅
事業建築主」を「特定建築主」に、「一戸建ての住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅」に改める。
第二十八條の見出し中「住宅事業建築主」を「特定建築主」に改め、同条第一項中「住宅事業建
築主」を「特定建築主」に、「であつてその新築する一戸建ての住宅の戸数が政令で定める数以上で
あるものが新築する一戸建ての住宅」を「新築する分譲型一戸建て規格住宅」に、「その新築す
る一戸建ての住宅」を、「その新築する分譲型一戸建て規格住宅」に改め、同条第二項中「住宅事
業建築主」を「特定建築主」に改め、同条第三項中「住宅事業建築主」を「特定建築主」に、「一戸
建ての住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅」に改め、同条第四項中「住宅事業建築主」を「特定建築主」に、「一戸建ての住宅」を「分譲型一戸
建て規格住宅」に改める。

第四十条第四号中「第五十五条第一項」を「第六十条第一項」に改め、同条を第四十五条とし、第三十九条を第四十四条とする。

第三十八条第一項中「第三十六条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、第五章中同条を第四十三条とし、第三十七条を第四十二条とし、第三十六条を第四十一条とする。

第三十五条第二項中「第二十九条第三項各号」を「第三十四条第三項各号」に改め、第四章中同条を第四十条とする。

第三十四条中「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第三十九条とし、第三十三条を第三十八条とする。

第三十二条中「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第三十七条とし、第三十一条を第三十六条とする。

第三十条第一項第一号中「第三十五条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第八項中「を除き、同条第三項」を「及び第二条第二項の条例が定められている場合を除き、第十二条第三項」に改め、同条第九項中「同項」を「第二条第二項の条例が定められている場合を除き、第十九条第一項」に改め、同条を第三十五条とし、第二十九条を第三十四条とする。

第二十八条の四第一項中「第二十八条の二」を「第三十一条」に改め、第三章第五節中同条を第三十二条とし、第二十八条の三を第三十二条とする。

第二十八条の二中「第二十八条の四第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条を第三十一条とする。

第三章第五節を同章第六節とする。

第三章第四節中第二十八条を第三十条とし、第二十七条を第二十九条とし、第二十六条の二を第二十八条とする。

第三章第四節を同章第五節とし、同章第三節の次に次の一節を加える。

第四節 小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明

第二十七条 建築士は、小規模建築物(特定建築物及び第十九条第一項第一号に規定する建築物以外の建築物(第十八条各号のいずれかに該当するものを除く。をいう。以下この条において同じ。))の建築(特定建築行為又は第十九条第一項第二号に掲げる行為に該当するもの及びエネルギー消費性能に及ぼす影響が小さいものとして政令で定める規模以下のものを除く。次項において同じ。)に係る設計を行うときは、国土交通省令で定めるところにより当該小規模建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性について評価を行うとともに、当該設計の委託をした建築主に對し、当該評価の結果(当該小規模建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していない場合)があつては、当該小規模建築物の建築物エネルギー消費性能の確保のため必要な措置を含む)について、国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しななければならない。

2 前項の規定は、小規模建築物の建築に係る設計の委託をした建築主から同項の規定による評価及び説明を要しない旨の意思の表明があつた場合については、適用しない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条及び第七条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(次項において「新法」という。第十九条第四項の規定は、この法律の施行の日(次項において「施行日」という。))から起算して二十一日を経過した日以後にその工事に着手する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十九条第一項各号に掲げる行為については、同日前にその工事に着手する同項各号に掲げる行為については、なお従前の例による。

2 新法附則第三条第五項の規定は、施行日から起算して二十一日を経過した日以後にその工事に着手する特定増改築(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第三条第一項に規定する特定増改築をいい、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に存する建築物について行うものに限る。以下この項において同じ。)について適用し、同日前にその工事に着手する特定増改築については、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この条において「第二号新法」という。))第十一条第一項に規定する特定建築行為に該当する行為のうち第二条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この条において「第二号旧法」という。))第十一条第一項に規定する特定建築行為に該当しないもの(次項において「新特定建築行為」という。))については、第二号新法第三章第一節の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という。))以後に建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知(次項において「確認申請等」という。))がされたもの(第二号施行日前に第二号旧法第十九条第一項の規定による届出又は第二号旧法第二十条第二項の規定による通知(次項において「届出等」という。))がされたものを除く。))については適用する。

2 第二号施行日前に確認申請等がされた新特定建築行為(第二号施行日前に届出等がされたものを除く。))については、第二号新法第十九条第一項各号に掲げる行為とみなして、第二号新法第三章第二節の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

3 第二号施行日前に第二号旧法第十九条第一項の規定による届出をした建築主に対する当該届出に係る指示及び命令並びに当該指示及び命令に係る報告及び立入検査については、なお従前の例による。

4 第二号施行日前に第二号旧法第二十条第二項の規定による通知をした国等(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十三条第一項に規定する国等をいう。))の機関の長に對する当該通知に係る協議の求め並びに当該協議の求めに係る報告及び立入検査については、なお従前の例による。

5 第二号新法第二十七条の規定は、第二号施行日以後に建築士が委託を受けた同条第一項に規定する小規模建築物の建築に係る設計について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第七条 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第九項中「を除き、同条第三項」を「及び同法第二条第二項の条例が定められている場合を除き、同法第十二条第三項」に改め、同法第十九条第一項「に改める。」

第五十四条第一項第一号中「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に改め、同条第八項中「を除き、同条第三項」を「及び同法第二条第二項の条例が定められている場合を除き、同法第十二条第三項」に改め、同法第九項中「同項」を「同法第二条第二項の条例が定められている場合を除き、同法第十九条第一項」に改める。

○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 建築主が講ずべき措置等</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明（第二十七条）</p> <p>第五節 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置（第二十八条―第三十条）</p> <p>第六節 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る措置（第三十一条―第三十三条）</p> <p>第四章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第三十四条―第四十条）</p> <p>第五章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等（第四十一条―第四十三条）</p> <p>第六章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等</p> <p>第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第四十四条―第六十条）</p> <p>第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関（第六十一条―第六十七条）</p> <p>第七章 雑則（第六十八条―第七十一条）</p> <p>第八章 罰則（第七十二条―第七十九条）</p> <p>附則</p> <p>（定義等）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 建築主が講ずべき措置等</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第四節 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置（第二十六条の二―第二十八条）</p> <p>第五節 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る措置（第二十八条の二―第二十八条の四）</p> <p>第四章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第二十九条―第三十五条）</p> <p>第五章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等（第三十六条―第三十八条）</p> <p>第六章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等</p> <p>第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第三十九条―第五十五条）</p> <p>第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関（第五十六条―第六十二条）</p> <p>第七章 雑則（第六十三条―第六十六条）</p> <p>第八章 罰則（第六十七条―第七十四条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ</p>

一項に規定する基準に照らしてエネルギー消費性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該特定建設工事業者に対し、その目標を示して、その新たに建設する請負型規格住宅のエネルギー消費性能の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

第三十四条 (略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等)

第三十五条 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 申請建築物のエネルギー消費性能が、建築物エネルギー消費性能誘導基準(建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。第四号及び第四十条第一項において同じ。)に適合するものであること。

二 四 (略)

2 七 (略)

8 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物エネルギー消費性能向上計画について第一項の認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち、第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第二項の規定による申出があつた場合及び第二条第二項の条例が定められている場合を除き、第十二条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

9 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物エネルギー消費性能向上計画について第一項の認定を

、前条第一項に規定する基準に照らしてエネルギー消費性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該特定建設工事業者に対し、その目標を示して、その新たに建設する請負型規格住宅のエネルギー消費性能の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

第二十九条 (略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等)

第三十条 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 申請建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準(建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。第四号及び第三十五条第一項において同じ。)に適合するものであること。

二 四 (略)

2 七 (略)

8 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物エネルギー消費性能向上計画について第一項の認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち、第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第二項の規定による申出があつた場合を除き、同条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

9 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物エネルギー消費性能向上計画について第一項の認定を

受けたときは、当該エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち、第十九条第一項の規定による届出をしなければならぬものについては、第二条第二項の条例が定められている場合を除き、第十九条第一項の規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

第三十六条 (略)

(認定建築主に対する報告の徴収)

第三十七条 所管行政庁は、認定建築主に対し、第三十五条第一項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求めることができる。

第三十八条 (略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し)

第三十九条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第三十五条第一項の認定を取り消すことができる。

例 (認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特)

第四十条 (略)

2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に第三十四条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち、」とあるのは、「申請建築物の床面積のうち、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物を」とする。

受けたときは、当該エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち、第十九条第一項の規定による届出をしなければならぬものについては、同項の規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

第三十一条 (略)

(認定建築主に対する報告の徴収)

第三十二条 所管行政庁は、認定建築主に対し、第三十条第一項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求めることができる。

第三十三条 (略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し)

第三十四条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第三十条第一項の認定を取り消すことができる。

例 (認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特)

第三十五条 (略)

2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち、」とあるのは、「申請建築物の床面積のうち、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物を」とする。

第四十一条・第四十二条 (略)

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第四十三条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第四十一条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

第四十四条 (略)

(欠格条項)

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 三 (略)

四 第六十条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

五 (略)

(登録基準等)

第四十六条 国土交通大臣は、登録の申請をした者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる基準の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第五十条の適合性判定員が建築物エネルギー消費性能適合性判定を実施し、その数が次のいずれにも適合するものであること。

イ 次の(1)から(5)までに掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める数(その数が二未満であるときは、二)以上であること。

第三十六条・第三十七条 (略)

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第三十八条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第三十六条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

第三十九条 (略)

(欠格条項)

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 三 (略)

四 第五十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

五 (略)

(登録基準等)

第四十一条 国土交通大臣は、登録の申請をした者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる基準の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第四十五条の適合性判定員が建築物エネルギー消費性能適合性判定を実施し、その数が次のいずれにも適合するものであること。

イ 次の(1)から(3)までに掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数(その数が二未満であるときは、二)以上であること。

○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（空気調和設備等）</p> <p>第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第一項第二号</u>の政令で定める建築設備は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第二条 <u>法第二条第一項第五号</u>ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。</p> <p>2 <u>法第二条第一項第五号</u>ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（<u>第二号</u>に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に關する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。</p> <p>一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）<u>第二条第一項第四号</u>の延べ面積をいう。第十五条第一項において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物</p> <p>二（略）</p> <p>（特定建築物の非住宅部分の規模等）</p>	<p>（空気調和設備等）</p> <p>第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第二号</u>の政令で定める建築設備は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第二条 <u>法第二条第五号</u>ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。</p> <p>2 <u>法第二条第五号</u>ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（<u>第二号</u>に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に關する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。</p> <p>一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）<u>第二条第一項第四号</u>の延べ面積をいう。第十四条第一項において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物</p> <p>二（略）</p> <p>（特定建築物の非住宅部分の規模等）</p>

第四条 法第十一条第一項のエネルギー消費性能の確保を特に図る必要があるものとして政令で定める規模は、床面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるもの）の床面積を除く。第十五条第一項を除き、以下同じ。）の合計が三百平方メートルであることとする。

2・3 (略)

(所管行政庁への届出の対象となる建築物の建築の規模)

第八条 法第十九条第一項第一号の政令で定める規模は、床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

2 (略)

(エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない小規模建築物の建築の規模)

第十条 法第二十七条第一項の政令で定める小規模建築物の建築の規模は、当該建築に係る部分の床面積の合計が十平方メートルであることとする。

(特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数)

第十一条 法第二十八条の政令で定める数は、一年間に新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数が百五十戸であることとする。

(分譲型一戸建て規格住宅に係る報告及び立入検査)

第十二条 国土交通大臣は、法第三十条第四項の規定により、特定建築主に対し、その新築する分譲型一戸建て規格住宅につき、次に掲げる事項に関し報告させることができる。

一・二 (略)

2 (略)

第四条 法第十一条第一項のエネルギー消費性能の確保を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模は、床面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるもの）の床面積を除く。第十四条第一項を除き、以下同じ。）の合計が二千平方メートルであることとする。

2・3 (略)

(所管行政庁への届出の対象となる建築物の建築の規模)

第八条 法第十九条第一項第一号の政令で定める規模は、新築に係る特定建築物以外の建築物の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

2 (略)

(新設)

(特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数)

第十条 法第二十六条の二の政令で定める数は、一年間に新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数が百五十戸であることとする。

(分譲型一戸建て規格住宅に係る報告及び立入検査)

第十一条 国土交通大臣は、法第二十八条第四項の規定により、特定建築主に対し、その新築する分譲型一戸建て規格住宅につき、次に掲げる事項に関し報告させることができる。

一・二 (略)

2 (略)